

平成 30 年度 第 3 回
桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	平成 31 年 1 月 24 日(木)
開催場所	市役所 6 階 605 会議室
出席委員	<p>委員長 白田 佳充 (弁護士)</p> <p>委員長代理 松原 雅昭 (大学教授)</p> <p>委員 中山 裕子 (税理士)</p>
市側出席者	<p>総務部長、契約検査課長、都市整備部長、地域振興整備局長、水道局長 他約 20 名</p>
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告</p> <p>今回の抽出当番委員である中山委員から次のとおり抽出結果の報告が行われた。</p> <p>(抽出結果報告)</p> <p>平成 30 年度上半期に発注した工事 146 件、測量・コンサルタント等の委託 20 件の中から・最低制限価格で落札・金額が大きい・件名は同じだが入札方式が違う・件名が同じようだが落札率が違うといった点に着目し、13 件を抽出し、関連性のある案件を 1 つにまとめ、8 グループに分けた。</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. 次回の委員会の抽出委員について</p> <p>松原委員長代理が抽出することとなった。</p> <p>4. その他</p> <p>次回会議は、平成 31 年 5 月に開催することとし、日程は各委員からの日程調整表をもとに、事務局で調整することとなった。</p>

委員	担当課及び事務局
<p>1. 指名競争入札</p> <p>桐生市新里町赤城山居宅解体工事 解体工事 <担当 建築住宅課> <工事概要> 居宅解体 145.3 m²</p> <p>○この居宅とは何か。</p> <p>○いわゆる空き家で相続人が亡くなったということか。</p> <p>○ずっと以前に寄付されたものなのか。あるいは利用価値があるものなのか。</p> <p>○専門業者を対象としているとのことだが、解体業者の名簿のようなものがあるのか。</p> <p>○指名する場合に本社、本店の位置を考慮しているのか。</p> <p>○今回はたまたま現場に比較的近い業者が指名されたのか。</p> <p>○とび・土工の登録業者は少ないのか。</p>	<p>●この物件は、一般住宅で桐生市に寄付されたものです。建物が老朽化したため、解体を行いました。</p> <p>●相続人が亡くなったというよりは、亡くなる前にその人の意志で亡くなったら桐生市に寄付するという話があったのかと思います。</p> <p>●利用価値はあまりありません。亡くなった方の財産として住宅だけではなく、様々な財産がある中から価値のあるものだけ寄付を受けるという選択が出来ないそうです。全体の財産としては、価値があるということで寄付を受け入れました。</p> <p>●当時、解体の登録業者は1者しかありませんでした。解体はとび・土工の登録のある業者も出来るため、今回はとび・土工の登録業者を指名しました。現在は、解体の登録業者が11者ありますので、今後は解体業者だけの指名で済むと思います。</p> <p>●桐生市内の業者で桐生市の解体工事の実績があるかを基準とし、5者指名しました。</p> <p>●今回の工事は規模が小さく、小さい業者でとび・土工及び解体が出来る業者は5者しかありませんでしたので、その5者を全て指名しました。</p> <p>●とび・土工の登録業者はたくさんありますが、土工や解体工事、外構工事など業種の幅が広い</p>

○失格の業者の理由は何か。

○予定価格を設定するにあたって価格表のようなものはあるのか。

○1坪の金額はどのくらいか。

2. 指名競争入札

桐生市民体育館改築建築主体工事

建築一式<担当 建築住宅課>

<工事概要>

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建

延床面積 6, 411.65 m² (メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム、ランニングコース、事務室、会議室、医務室、選手控室、放送室、更衣室、トイレ、キッズコーナー等)

桐生市民体育館改築機械設備工事

管<担当 建築住宅課>

<工事概要>

1. 空気調和設備工事 1式
2. 換気設備工事 1式
3. 自動制御設備工事 1式
4. 給排水衛生設備工事 1式
5. 給湯設備工事 1式
6. 消火設備工事 1式
7. ガス設備工事 1式

桐生市民体育館改築電気設備工事

め、その中で解体工事の実績のある業者を指名しました。

●失格については、その業者が時間までに応札しなかったということです。

●県のほうで基準が設定されており、また発行されている本もありますので、そういうものを参考にして積算をしています。

●面積あたりの単価ということではなく、解体の面積や廃材の数量等に細かい単価をかけているため、細かい積算になっています。
また、家の中の残留物の有無によっても金額が変わってきます。

電気<担当 建築住宅課>

<工事概要>

1. 照明設備工事 1式
2. 幹線設備工事 1式
3. 高圧受変電設備工事 1式
4. 非常照明・誘導灯設備工事 1式
5. 構内情報通信設備工事 1式

○どのような公告の内容か。

○どのような方法で公告しているのか。

○改築工事の前には業者を通じて設計をしていると思うが、その設計についても入札をしているのか。

○その設計の落札業者が現在使用されている体育館を設計し、今回の改築の設計もしたのか。

○公告日が建築主体工事は6月1日、機械設備工事及び電気設備工事は5月1日になっているが、それは何故か。

○公告日から入札日まで3ヵ月程度しか期間が無いが、JV 結成や複数業者での積算ということを考えると短いのではないか。それが参加業者の数に影響していないか。

○建築主体工事については、大規模な工事であるのに関わらず1回目の公告では参加者無しで、2

●この公告は JV 結成についての公告となります。

●市役所正面の掲示板とホームページで公告しております。

●平成 28 年度に設計業者を 10 者指名し入札を行いました。

●現在使用されている体育館の設計業者ではありません。現在建設中の体育館の設計業者です。今回の工事は改築となっておりますが、既存の体育館とは別の場所に建て替えるという意味での改築であり、内容としては新築になります。

●最初は3案件とも5月1日で公告しておりましたが、建築主体工事については申請がありませんでしたので、6月1日に再公告しました。

●桐生市に限らず他市でも JV の公告をしており、自治体によってやり方は様々ですが、公告の期間については、2週間から3週間くらいが多いように感じます。桐生市の場合、公告に基づき申請のあった JV を審査し、条件を満たしていることを確認し、指名しております。指名通知から入札日までも期間を設けておりますので、問題ないかと思えます。

●まず東京オリンピックの件で建設業界が受注過多になっているというのが前段にあると思いま

<p>回目でも2者しかいなかった原因は何か。</p> <p>○公告期間をもっと早い時期にしても業者が増えるということは無さそうか。</p> <p>○JV方式の案件はどのくらいの頻度であるのか。</p> <p>○もう少し多くのJVが参加できるよう検討したほうが良いのではないか。</p> <p>○桐生市内に総合評価点1,300点以上の本社のある会社はないのか。</p> <p>○下請け・孫請け業者は、基本的には桐生市内の業者を使っているのか。</p> <p>3. 随意契約（1者随契） 桐生市民体育館改築工事監理業務委託 建設関係建設コンサルタント業務 <担当 建築住宅課> <業務概要> 桐生市民体育館改築工事に伴う工事監理業務委託 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 延べ面積 6,411.65㎡の体育館建設工事</p> <p>○見積が3回行われていることについて教えて欲しい。</p>	<p>す。1回目の時の実績条件として、過去に代表構成員をした実績を求めておりました。そのため、2回目では代表構成員でなくても、過去にJVの構成員をした実績があれば代表構成員になれるというように条件を緩和し、その結果2者の申請がありました。</p> <p>●はい。どの業者でも出来るという訳ではなく、総合評価点1,300点という条件を設けているので、ある程度代表構成員になれる業者は絞られてきます。</p> <p>●JV方式の入札はかなり久しぶりで、頻繁にはありません。</p> <p>●建築主体工事の1回目の公告では、県内業者という条件でしたが、2回目では関東内の業者としたことで、何倍にも範囲を広げることが出来たと思います。</p> <p>●ありません。</p> <p>●元請け業者に、桐生市内の業者を使っただけよう強制は出来ないのでお願いはしております。</p> <p>●桐生市では、入札では予定価格を事前公表しておりますが、1者随契では事前公表していません。</p>
---	--

○予定価格内に達するまで見積を行うのか。

○平成28年度に設計の入札を10者で行ったとのことだが、金額や落札率はどのくらいだったのか。

○設計の入札では最低制限価格はないのか。

○設計の金額は予定価格より随分安い金額となっているが、監理業務を視野に入れて積算しているということか。

○3回の見積は、別の日に行うのか。

4. 指名競争入札

流関 下水道管渠築造工事 (H30相生1号)

土木一式<担当 下水道課>

<工事概要>

φ200mm 管布設工 L=62.0m

マンホール設置工 1箇所

汚水柵設置工 6箇所

付帯工 1式

5. 条件付き一般競争入札

流関 下水道管渠築造工事 (H30相生2号)

土木一式<担当 下水道課>

<工事概要>

φ200mm 管布設工 L=117.0m

マンホール設置工 4箇所

そのため参加業者は金額が分からない状況です。今回は3回目の見積金額が予定価格内に達したため採用となりました。

●札入れは2回から3回で打ち切り、それで予定価格内に達しなければ、不調ということで、設計や予定価格等を変更、または指名業者を変更し後日見積を行います。今回の案件は指名替えが出来ないため、不調になった場合は、設計等を変更し、再見積を行うこととなります。

●契約金額は34,549,200円で落札率は41.96%でした。

●ありません。

●このような大きな物件の場合、監理業務はその業者に委託することになります。

●同日にその場で行います。

汚水柵設置工 6 箇所

付帯工 1 式

6. 条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）

流関 下水道管渠築造工事（H30相生3号）

土木一式<担当 下水道課>

<工事概要>

φ200mm 管布設工 L=223.0m

マンホール設置工 6 箇所

汚水柵設置工 15 箇所

付帯工 1 式

○入札方式が違うことについて教えて欲しい。

○予定価格の違いということか。

○総合評価落札方式とは何か。

○落札率 70%の工事が多いように感じたが、増加傾向にあるのか。

○4. と 6. は契約変更をしているが、下水道関係の

※案件番号 4. 5. 6. は一括で説明。

●桐生市建設工事等請負業者選定要綱及び桐生市条件付き一般競争入札実施要綱に基づき、4. については、設計金額から、B 等級 5 者以上の指名競争入札となります。5. については設計金額が 1,000 万円以上のため、条件付き一般競争入札となり、業者ランクは A 等級又は B 等級が対象となります。6. についても設計金額から条件付き一般競争入札となり、業者ランクは A 等級が対象となります。

●そうです。

●総合評価落札方式とは、公共工事の品質を確保するという観点で、従来の入札価格のみの競争に加え、入札者の施工能力を評価するものです。過去の工事实績、災害時の地域貢献、ISO の認定、技術者の資格等を点数化して評価します。配点は、価格点 85 点、それ以外の点 15 点とし、合計点が一番高い業者が落札となります。

●下水道課発注の工事のことしか分かりませんが、今回の 4. と 5. の工事は、年度当初の発注ということで、各業者の手持ちの公共工事が無かったため、受注意欲が高かったのかと思います。

●4. については、試掘をした結果、必要となったた

工事では契約変更が多いのか。

○昔は落札してから変更によって利益を確保するようなことがよくあった。今回の工事ではそのようには思わないが、出来れば契約変更は避けたいのではないか。

○適正な設計変更か適正かどうか判断する立場が重要ということですね。

○過去に業者から設計変更の話を受けて、認められなかったものはあったか。

○変更理由で試掘調査により判明した水道管とあるが、図面等を確認していても知らなかった水道管が出てくるのか。

○事前に予測は出来ないか。

7. 指名競争入札

(仮称) 梅田浄水場 機械設備工事

め、変更しました。6.については、ある程度予測はしていましたが、実際に作業した結果、必要となったため、変更しました。また、現場精査というものもあり、設計の数量と実際の出来高の数量を比較し、増減分の金額変更が必要となるため、土木工事に変更は付き物になってきます。

●そうです。市のほうで事前に試掘をするということも考えられますが、舗装を壊して深い位置まで掘らなければならないので、着工後に試掘調査をしているのが現状です。

●そうです。

●例えば業者の都合で作業員が現場に入れず工期が延びてしまったという中で、交通誘導員の分増加するという事になって、標準工期で施工していけば無いものなので、そういう場合は認められないという話はしているかと思います。

●事前の調査で大まかの位置は把握しております。4.については下水管は水道管よりも深い場所があり、下水管を入れるために掘っていくと、水道管を支えている土砂が崩れてしまい、断水などの恐れがあるので、水道管を支える作業が必要となりました。6.については下水管を入れるための掘削を行うために、土砂が崩れないよう土留めをしなければならずその土留めが水道管に当たってしまうので、位置の変更が必要となりました。

●土質等にもよるので、難しいかと思います。今回はたまたまそのような状況になってしまったということです。

機械<担当 工務課>

<工事概要>

浄水能力：11,500m³/日（急速ろ過方式）

浄水設備 着水井、急速攪拌池、フロック形成池、
上向流傾斜管沈澱池自然平衡型急速ろ過池、浄水
池、排水処理

薬品設備 次亜注入、PAC 注入、苛性注入、粉末
活性炭注入

サンプリング設備

（仮称）梅田浄水場 電気設備工事（計装・監視）

電気<担当 工務課>

<工事概要>

浄水能力：11,500m³/日（急速ろ過方式）

監視制御設備

計装設備

（仮称）梅田浄水場 排水池・排泥池築造工事

土木<担当 工務課>

<工事内容>

排水池：(W9.2m×L9.2m×He3.0m) ×2 池

排泥池：(W6.4m×L6.4m×He3.0m) ×2 池

○機械設備工事は他の 2 件と比べると落札率が低
めだが、それは何故か。

○桐生ではあまり聞かない業者が入札に参加して
いるが、公告に地域を指定していないのか。

○JV の指名競争入札と普通の指名競争入札では、
意味合いが違うように感じるが、JV を組めば入
札に参加できるということなのか。審査などはし
ているのか。

●この金額でも利益を得ることが出来ると業者が
判断したため、このような結果になったと考えら
れます。

●しておりません。桐生市の業者で出来る規模では
ありませんし、50年から100年に1度の事業です
ので、トップクラスの業者に参加してもらおうほう
が良いと判断したため、全国を対象にしました。

●JVに参加できる業者は、桐生市の入札参加資格が
あることが前提にあります。まずその段階で群馬
県のほうで審査されております。公告後、申請あ
ったJVが条件を満たしているかの審査を事務局
で行い、認定しております。

○公告から入札まで期間が2ヶ月程しかないが、業者から時間が足りないというような話はないか。

○JVの結成にあたってある程度グループのようなものは決まっているのか。

○今後、機械等のメンテナンスが必要だと思うが、落札業者が行うという可能性はあるか。

○梅田浄水場は、新設か。

8. 指名競争入札

水沼の一部3 地籍測量委託(C・E・FI・FII-1工程)

測量業務<新里支所地域振興整備課>
<業務内容>

調査面積0.11k㎡(C～FII-1工程)

水沼の一部2 地籍調査委託(FII-2・G・H工程)

測量業務<新里支所地域振興整備課>
<業務内容>

調査面積:0.22k㎡(FII-2・G・H工程)

○専門業者の実績を踏まえて指名しているのか。

●ありません。年度当初に発注予定を公表しており、業者もある程度予測が出来るため、細かい内容は詰められないとは思いますが、心づもりは出来るのではないかと思います。

●分かりませんが、その都度の結成なので、グループというのは難しいかと思います。

●可能性はあります。また今回市内業者もJVに入っているため、内容にもよりますが、大手業者だけでなく市内業者を含めた入札というのも視野に入れていこうと考えております。

●そうです。

●県内、桐生市内の実績や資格を踏まえて指名しております。調査については2年に渡り、AからHまでの工程があり、A・B工程については行政のほうで準備や説明会を行い、業者に委託するのは、C工程からとなります。1年目に大きな工程、2年目は残りの小さな工程になるため、金額に差が出てきます。

<p>○分ける必要性があるのか。</p> <p>○1 件目と 2 件目は調査の場所が違うのか。</p> <p>○分けているのは場所が違うということか。</p> <p>○1 件目と 2 件目は内容が違うということか。</p> <p>○全て同じ業者がやるほうが安い金額で出来るのではないか。</p> <p>○地籍測量の目的は何か。</p> <p>○境界紛争も解決できるということか。</p> <p>○そうするとプライベートの場所も測量しているということか。</p>	<p>●1 年では工程的に難しいので、どうしても 2 年かかってしまいます。</p> <p>●違います。1 件目については新規に行う 1 年目のもので、2 件目については昨年行ったものの続きで 2 年目となります。</p> <p>●隣接地ですが分けて計画的に発注しております。1 年目の工程は現場の測量がメインとなり、2 年目は測量の成果を関係地権者に見てもらおうという内容になります。</p> <p>●そうです。</p> <p>●入札ですので、どの業者が落札するかというのは分かりませんが、2 年目の続きの入札については 1 年目を落札した業者が落札しております。</p> <p>●現在は法務局の公図がありますが、調査することでデータとして持つことができ、災害などで境界が分からなくなってしまうとすぐ復元することが出来るため、所有者関係全てにおいてメリットがあるということで、黒保根町では平成 10 年から行っております。</p> <p>●そうです。</p> <p>●そうです。そのため、1 年目に地域の人の立ち合いのもと、境界を決めてもらい、杭を打って測量しております。主に宅地の周りだけ行っております。</p>
--	--